

## 三浦一敏議員の反対討論＝２０２２年１２月１４日（確定０１）

日本共産党県議団の三浦一敏です。私は会派を代表して、提案されている３０議案のうち、議第１７９号、１８０号、１９３号、２０４号、２０５号および発議２号の６議案に反対し討論します。

議第２０４号議案「職員の給与に関する条例等の一部改正条例」については、若年層の給料表の引き上げ、期末手当・勤勉手当の引き上げ、獣医師の初任給調整手当の支給限度額の引き上げには賛成ですが、５５歳を超える職員の昇給抑制は反対です。９月議会・１１月議会を通して、「５５歳になると昇給が今まで以上に抑制され、６０歳を超えると給料が７割になる給与制度」が作られようとしています。これは、５５歳を超える職員の働く意欲を阻害する年齢による差別であり、認められません。

尚、今回の期末手当・勤勉手当の引き上げに会計年度任用職員が入っていません。会計年度任用職員には勤勉手当がないことが理由で、総務企画委員会では今後検討するとの答弁でしたが、特定任期付職員等は、期末手当のみ支給ですが、０.０５月分引き上げられており、整合性がありません。会計年度任用職員の期末手当も引き上げるべきです。

次に、議第２０５号議案「特別職の期末手当引き上げ」についてです。これまで日本共産党県議団は、職員の期末・勤勉手当が上がれば特別職の期末手当の引き上げに賛成してきましたが、今回は以下２点の理由で賛成できません。ひとつは、５５歳を超える職員への給与改悪が行われようとしていること。もう一つは、県民がコロナ禍や物価高騰で暮らしや生業が大変、厳しくなっていることです。こういう時は、特別職の期末手当の引き上げは見合わせるべきです。

議第１７９号議案「個人情報の保護に関する法律施行条例」は、昨年５月の個人情報保護法の改定に伴い、現行の「個人情報保護条例」を廃止し、国の法律に基づく「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものですが、以下の理由から賛成できません。

第一に、宮城県がこれまで運用してきた「現行条例」の優れた条文が削除され、個人情報保護が後退していることです。「要配慮個人情報の収集の制限」や「オンライン結合による提供の制限」などの人権を守り、情報漏洩を防ぐための条文がなくなり、開示決定期限については、開示請求が出された日から起算して１５日以内が、３０日以内と後退しています。

「死者の個人情報」も除外され、遺族による亡くなった職員の個人情報の開示請求を定める条例もなくなりました。職員や遺族の権利・利益に関わる場合もあり、当局の意向で策定される「要綱」ではなく、議会の議決が必要な「条例」で定めるべきです。

第二に、宮城県の知事部局、教育委員会、警察などに保管されている県民の膨大な個人情

報が、当該県民の了解を得ずに、企業の求めに応じて「匿名加工」されて提供できるようになることです。プライバシー権は憲法が保障する基本的人権です。「個人識別情報を消す」とされますが、これは職員の管理リスクおよび業務量が増して過重負担となることや、外部委託などによる情報の流出・漏洩が危惧されます。実際、今年8月には厚生労働省が難病患者の診断書情報を流出させていたことが報道されました。研究者に提供した情報ファイルに、本来削除されるべき氏名・生年月日・住所等の個人情報5640人分が含まれていたそうです。

第三に、条例の目的が、企業利益のために個人情報の「保護」から「利活用」に大きく転換されることです。宮城県の現行条例は「個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とする」とされていましたが、改定個人情報保護法は、「個人の権利利益を保護することを目的とする」とはしているものの、「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会の実現に寄与するものであること」と、企業のための利活用が強調されています。

また、今回の法改定は、全国で約2000の地方公共団体の条例を全てリセットして、全国共通ルールの統一を自治体に押し付けるものであり、地方自治への侵害です。

関連して、議員提出の発議第2号議案「宮城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」は、議会の条例が改定個人情報保護法の適用対象となっていないにも関わらず、改定法に準じた条例を定め、「匿名加工情報」の規程を設け、「死者の個人情報」を認めず、「要配慮個人情報の収集の制限」や「オンライン結合による提供の制限」などの条文は入っていないことから賛成できません。

議第180号議案「核燃料税条例」は、現行の条例が2023年6月20日をもって失効することに伴い、新たに5年間の条例を制定しようとするものです。今回の条例では、価額割と出力割合わせて全体で15%から17%の引き上げとなります。特に出力割については、女川原発2号機の再稼働を見越して、運転中の出力割を現在の1000kWにつき7000円から22300円に大幅に引き上げています。これまでの5年間は原発が稼働していなかったために、出力割のみで9億5000万円の税収でしたが、次期の5年間は再稼働を前提に約36億円程度の税収となる見込みです。

結局これは、原発の稼働を前提としたものであり、さらに2024年の再稼働を見越したものであり、核燃料税条例は認められません。

もうひとつ問題なのは、税収が増えるといっても、それは電気料金の値上げとして県民に跳ね返ることです。「総括原価方式」に基づいて、核燃料税は電気料金算定の原価に含まれています。電気料金高騰のおり、更なる料金の値上げにつながる核燃料税条例には同意できません。

議第193号議案 地方独立行政法人宮城県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目

標を定めることについては、宮城県立病院機構が令和5年4月1日からの4年間に達成すべき第4期中期目標を知事が定め、法人に指示するものとして提案されています。

議案の随所で「県立病院の再編」について、昨年9月に県が公表した「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」が既定路線であるかのように記述され、4病院の再編移転という方向性に沿った目標設定となっていることは大きな問題です。

4病院の再編・移転の議論は、設置者間で「基本合意」に向けた協議が継続されているとされていますが、その詳細は依然としてブラックボックスの中です。3病院の連携・統合議論のスタート時には協議メンバーだった県立病院機構の代表者が4病院に関わる基本合意の協議の場からは外されています。それなのに随所に「再編協議の進捗に留意すること」と記載されています。これは当事者である県立病院機構抜きに決めた協議結果に従えということに他なりません。

一方で、今年7月に示された「新病院の具体像について」では、再編後の新病院はそれぞれ名取市と富谷市に整備が想定されると言及されるなど、既成事実として積み上げられる対応が繰り返されていることは問題です。

昨年9月、そして今年7月の文書で示されている県の認識については、県精神病院協会から「根本的に誤った認識に基づいた富谷への移転構想」と厳しく指摘・抗議され、病院機構の職員アンケート結果からも、現場の実態、当該職員の認識とかけ離れたものと言わざるを得ません。機構評価委員からの意見も率直に受け止めるべきです。

原案のまま、本議案が採択されることになると、県立病院機構は確認された「目標」に沿って「中期計画」の策定を強いられることとなりますが、そのことは、精神医療センターが長年培ってきた地域包括ケアシステムを崩壊させかねない、あるいはがんセンターを含めて、医師を始めとする病院機構職員の離職にもつながりかねず、反対です。

以上で討論とします。ご静聴ありがとうございます。